

4日獣発第79号  
令和4年6月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印を省略)

## 日本獣医師会のマイクロチップ登録(AIPO登録)における 手続き方法の変更について

平素より本会事業にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和4年6月1日から改正動物愛護管理法が施行され、動物愛護管理法に基づく環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録システムと、いわゆるAIPOの登録である日本獣医師会の従来の動物ID情報データベースシステム（以下「日本獣医師会のマイクロチップ登録」という。）が、並行して運用されることとなりました。

環境省に対しては、従前よりデータベースの一元化を求めてきたところですが、現在のところ実現に至っておりません。また、既存の登録データについて、法定登録データベースへの一括移行も認められておりません。そのため、本会としては、法定登録と任意登録の双方を二重運用する必要に迫られているところです。

日本獣医師会のマイクロチップ登録について、今後とも運用の合理化を図りつつ、登録、検索等のサービスを継続するため、下記のとおり運用方法の見直しを行いましたので、円滑な業務推進につきまして、ご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

### 記

#### (1) オンラインでの手続きのみとなります

法定登録制度の開始に伴い、今後はマイクロチップの販売会社がマイクロチップを販売する際に、日本獣医師会のマイクロチップ登録の申請書が添付されなくなります。動物病院においては、マイクロチップの装着に際して、動物愛護管理法に基づくマイクロチップ装着証明書を発行することとされていますが、日本獣医師会の登録サイトにおいて、このマイクロチップ装着証明書を、従来の登録申請書の代わりにアップロードいただき、必要事項を入力することで登

録できます。

(2) 飼い主変更が有料となります

登録料については、サイトでの登録手続きの際にクレジットカード決済にて従来と同額の1,050円をお支払いいただきます。また、飼い主変更の際にも新規の登録料と同額の1,050円がかかるようになります。

(3) 電子証明記号(AIPO登録コード)が付与されます

登録が完了すると、従来の登録完了通知ハガキに替わって、AIPO登録コードがメールで送られます。一度AIPO登録コードが付与された飼い主については、変更などの手続きにおいてAIPO登録コードを用いてサイトで手続きをしていただきます。

(4) 地方獣医師会の代行申請もデータ化となります

現在、地方獣医師会において登録のとりまとめをしていただいておりますが、登録申請書が流通しなくなりますので、データで申請いただく必要があります。紙での申請をいただいていた地方獣医師会においては、エクセルデータでの申請をご検討いただくようお願いいたします。

(5) 今後の見直し

法定登録とのデータベース一元化や紙による申請方法のあり方について、引き続き検討を進め、情報提供に務めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

本件の問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

担当：本田・中村・畠山・松岡

TEL：03-3475-1601